

# 延岡市立土々呂中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月19日作成

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。

## 2 いじめの定義といじめに対する基本認識

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年6月21日成立）

上記の定義のもと、すべての職員が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、保護者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

#### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導実践推進教員、学年生徒指導担当、養護教諭、生徒指導支援員

#### イ 活動

週1回定例会を開催し、問題傾向を有する生徒等について、現状や指導についての情報交換、及び共通実践についての話し合いを行う。

### (2) いじめ・不登校対策委員会

ア 生徒指導委員会と同メンバーとするが、必要に応じて当該学級担任や心理・福祉等に関する専門家等も加える。

#### イ 活動

いじめ発生時に緊急に開催し、解決に向けた具体的な対応について協議する。

## 4 いじめの防止のための取組

※別紙1参照

- (1) 生徒に自己指導能力を育成するために、全教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進する。
- (2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 人権尊重の考え方や態度を育成するために、全教育活動を通じて人権教育を推進するとともに、その深化をより図るための方策を講じる。
- (4) 保護者及び地域住民並びにその他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う生徒会

活動を支援し、生徒の自治能力を育成する。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、生徒及び保護者を対象とした情報モラルに関する研修会等を行う。

## 5 いじめの早期発見のための取組

### (1) いじめに関する調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査等を次の通り実施する。

- ア 教育相談アンケート調査（年3回…より良い学校生活のためのアンケート）
- イ 教育相談（年2回）

### (2) いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

- ア いじめ相談窓口の設置
- イ スクールカウンセラーの活用

### (3) 日常的な観察

**※別紙2, 3参照**

- ア 生徒の小さな変化を見逃さないために、全職員が生徒の日常的な観察を行う。
- イ おかしいと感じた生徒がいる場合には学年や生徒指導委員会等の場において気づいた事を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に教育相談等の働きかけを行い、問題の有無を確かめる。

### (4) ネット上のいじめへの対応

ネットいじめとは

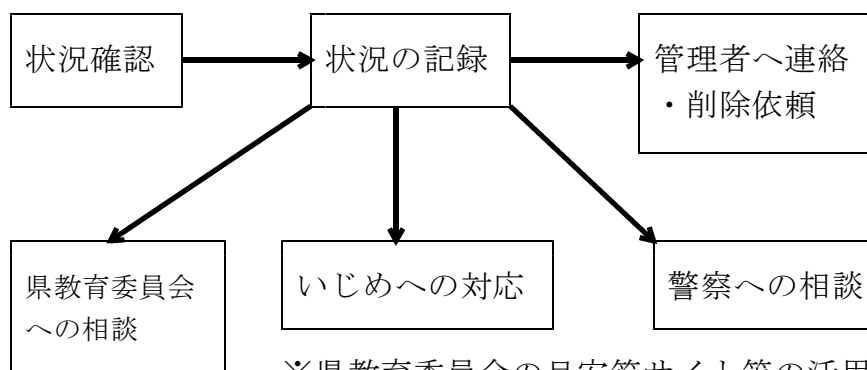
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

#### ア ネットいじめの予防

- ・フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- ・教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ・生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- ・インターネット利用に関する職員研修を実施する。

#### イ ネットいじめへの対処

- ・被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- ・不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



## 6 いじめの解決のための対応

※別紙4参照

- (1) 調査や相談、観察等でいじめが疑われる場合は、学級担任はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、教頭に報告するとともに、いじめられている生徒の安全・安心を確保するための適切な処置を以下の点に留意して行う。

### いじめられた生徒とその保護者への支援

#### 【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

#### 【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

### いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

#### 【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### 【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある

- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

### **いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

- (3) 教頭は校長に報告し、校長の指示により、いじめ・不登校対策委員会を緊急で開催する。
- (4) いじめ・不登校対策委員会では、以下の対応について協議し、全職員への共通理解を図る。
- ア 正確な事実の確認といじめの解決のための指導法等について
  - イ 学校、学年、学級担任の役割分担について
  - ウ いじめの解決に向けた保護者との連携について
  - エ 関係機関との連携について
  - オ いじめの再発防止に向けた取組について

## **7 重大事態への対応**

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、担当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、当該事案を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## **8 学校評価における留意事項**

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見のための取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。